

第 3 章 ごみゼロやまがたの実現に向けた循環型社会の構築

第 1 節 資源循環型社会システムの形成

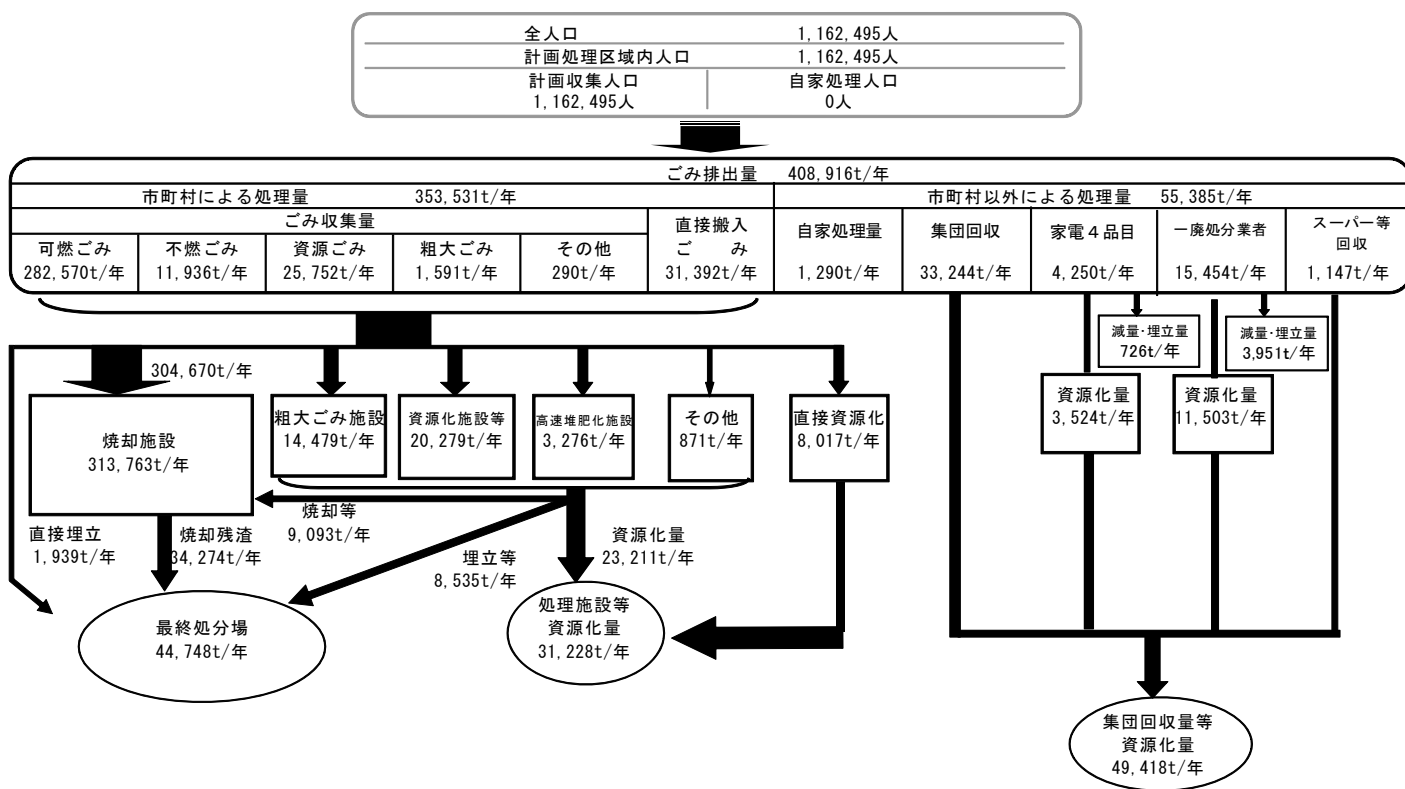
1 本県の廃棄物の排出及び収集処理状況

(1) 一般廃棄物の処理状況

本県におけるごみ（一般廃棄物）の排出状況及び収集処理の状況について、ごみの排出量（平成 24 年度）は 40 万 8,916t で、そのうち、市町村による収集処理の状況は、35 万 3,531t、市町村以外による収集処理の状況は 5 万 5,385t となっている。

各家庭から排出されるごみのほとんどは集積所に出され、市町村の直営又は委託、許可を受けた業者によって、市又は一部事務組合のごみ処理施設等に運ばれ処理されている。処理されたごみのうち、リサイクルされた量（資源化量）は 8 万 0,646 t（処理施設等資源化量＋集団回収等資源化量）でリサイクル率は 19.7%となっている。また、最終処分場で処理された量は 4 万 4,748 t となっている（図 2-3-1）。

図 2-3-1 ごみ処理フロー図（平成 24 年度）（単位：人、t/年）



資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

(2) ごみの総排出量の推移

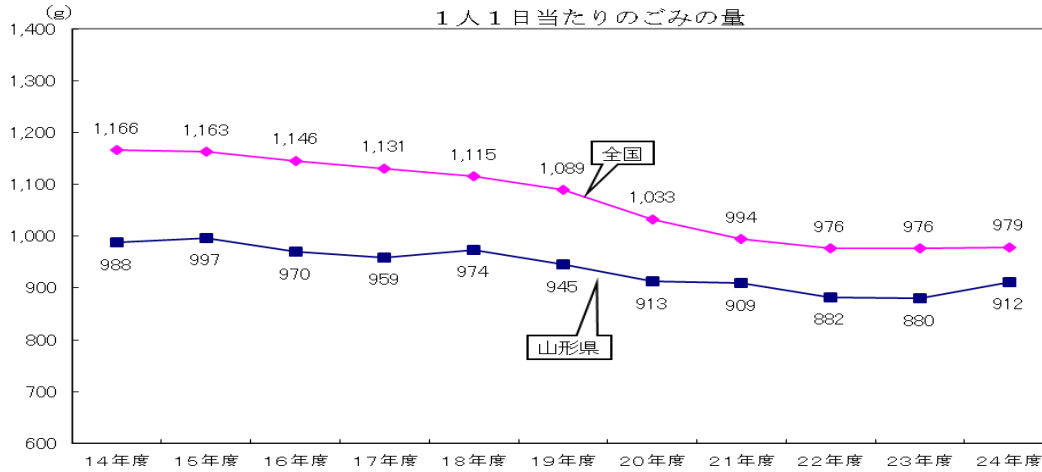
過去 10 年間のごみの排出量の推移をみると、市町村による一般廃棄物の処理量（計画収集量＋直接搬入量）は、平成 15 年をピークに減少に転じている。その内訳をみると、事業系のごみは平成 15 年度に比べると約 19%減少しているが、生活系のごみは平成 15 年に比べ約 12%の減少に留まっている。今後こうした生活系のごみの発生抑制が課題となっている（資料-6）。

(3) 1 人 1 日当たりのごみの排出量

本県の 1 人 1 日当たりのごみの排出量は、平成 18 年度に一時増加したものの、減少傾向にあったが、平成 24 年度は 912 g と前年度より 32 g 増加となっている（図 2-3-2）。

1 人 1 日当たりのごみ排出量を全国的に見た場合、山形県は常にごみの排出量の少ない県の上位にランクしているが、全国一ごみの少ない県となるには、平成 23 年度排出量から算出した場合、さらに 1 人 1 日当たり約 50 g ごみを減らす必要がある（表 2-3-1）。

図 2-3-2 1 人 1 日当たりのごみの排出量の推移（単位：g）



※ 1 人 1 日当たりのごみの排出量 = (市町村の計画処理量直接搬入量 + 集団回収量) / 人口 / 年間日数 (365 日又は 366 日)

資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

表 2-3-1 1 人 1 日当たりのごみの排出量（全国比較）（単位：g）

平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
沖縄県	831	沖縄県	832	沖縄県	834	熊本県	832	熊本県	845
佐賀県	873	熊本県	868	熊本県	836	沖縄県	847	沖縄県	853
熊本県	893	佐賀県	869	佐賀県	860	長野県	867	長野県	862
島根県	903	長野県	881	長野県	862	佐賀県	869	佐賀県	873
長野県	907	島根県	895	山形県	882	山形県	880	滋賀県	876
鹿児島県	908	山形県	909	滋賀県	896	滋賀県	887	香川県	891
山形県	913	香川県	914	広島県	902	広島県	906	広島県	894
								山形県	912

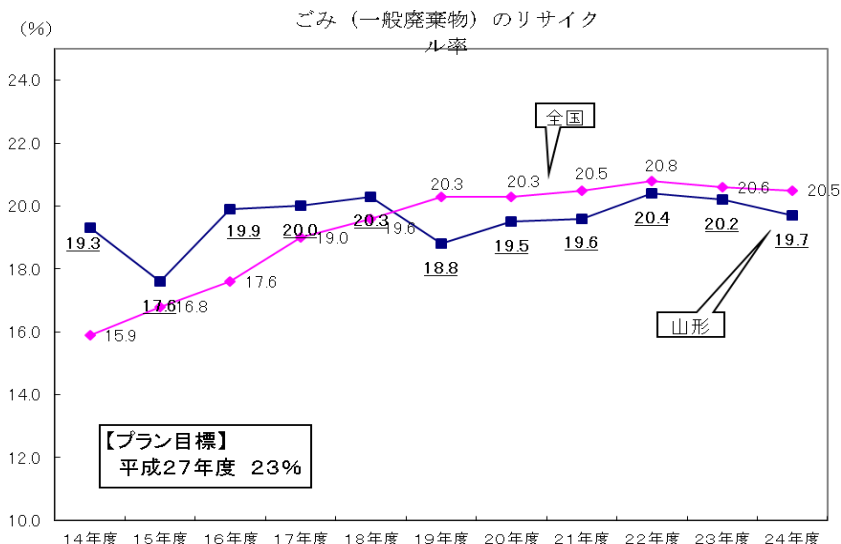
※ 1 人 1 日当たりのごみの排出量 = (市町村の計画処理量 + 直接搬入量 + 集団回収量) / 人口 / 年間日数 (365 日又は 366 日)

資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

(4) ごみ（一般廃棄物）のリサイクル率

ごみ（一般廃棄物）のリサイクル率は、集団回収の取組みや資源ごみの分別の進展により、平成 19 年度以降上昇してきていたが、平成 24 年度にリサイクルされたごみの量（資源化量）は 80,646 t、リサイクル率にして 19.7% となっており、前年度から 0.5% 低下している。

図 2-3-3 リサイクル率の推移 (単位: g)

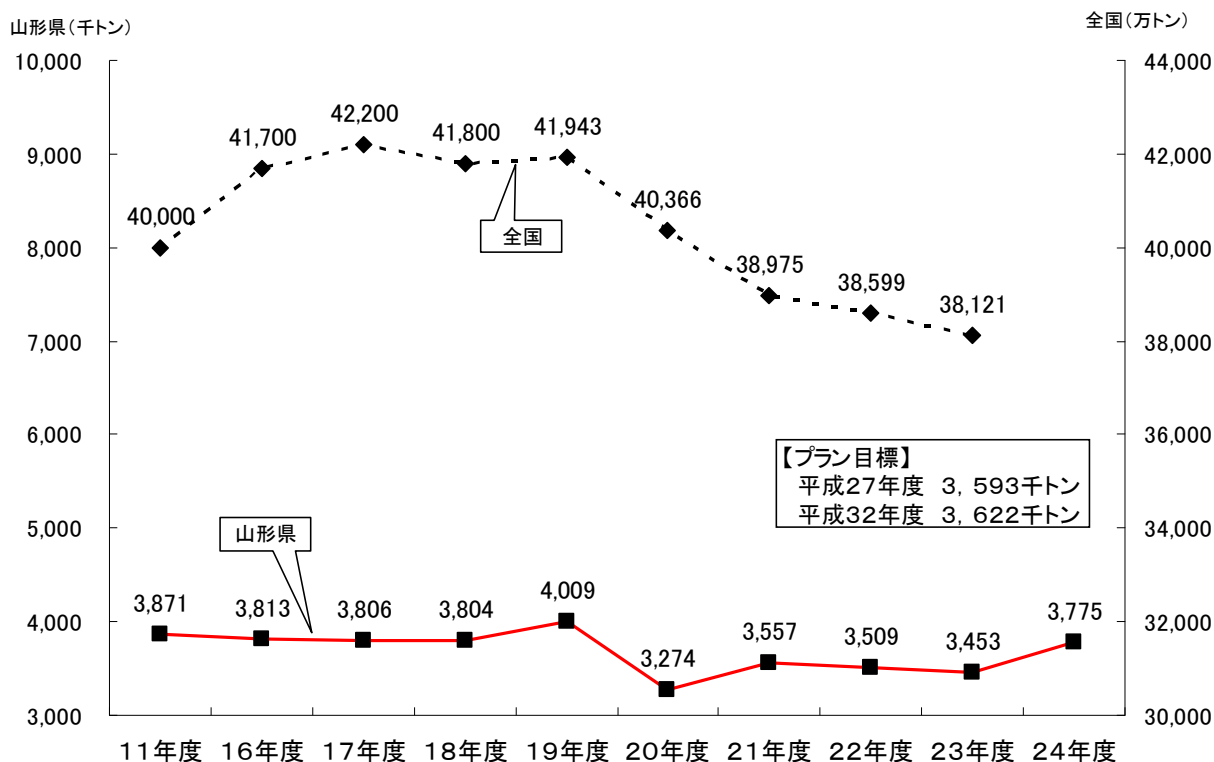


資料: 県環境エネルギー部循環型社会推進課

(5) 産業廃棄物の処理状況

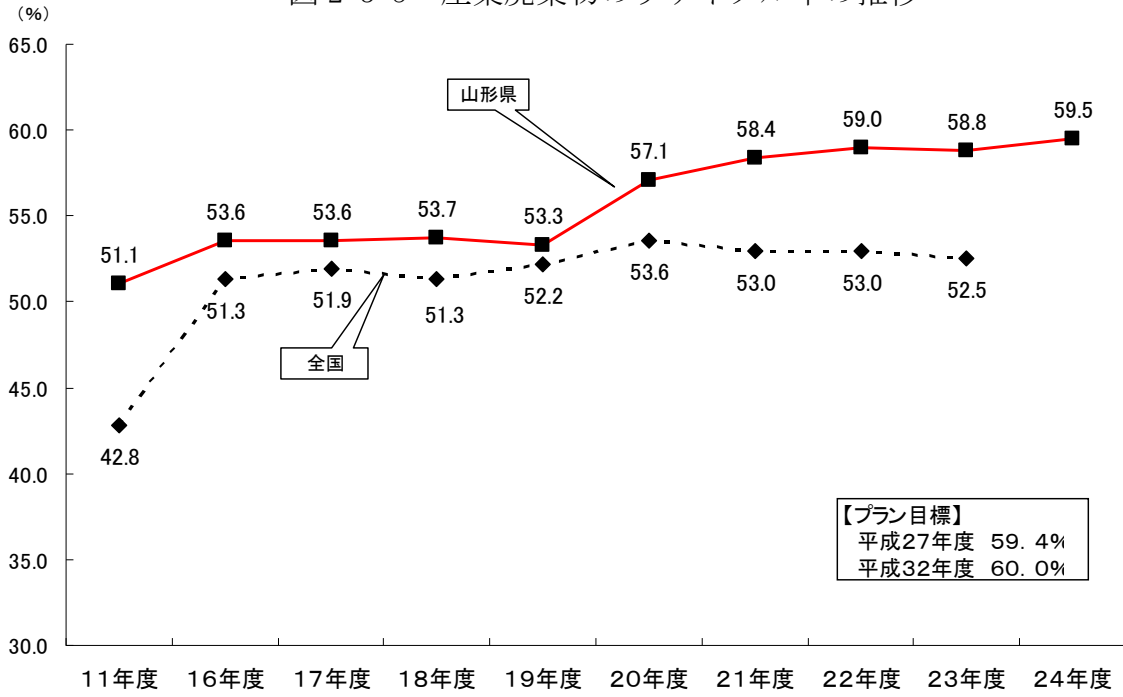
県内の事業者等から排出された産業廃棄物の排出量は、平成 24 年度では、3,775 千 t と前年度より 322 千 t 増加したが (図 2-3-4)、リサイクル率は 59.5% (推計値) と前年度より 0.7% 上昇しており (図 2-3-5)、最終処分量は 161 千 t と前年度より 19 千 t 増加にとどまった (図 2-3-6)。排出量及び最終処分量が増加した主な要因としては、景気が上向き傾向にあることなどにより、県内の建設工事が増加したことなどが考えられる。

図 2-3-4 産業廃棄物の排出量の推移



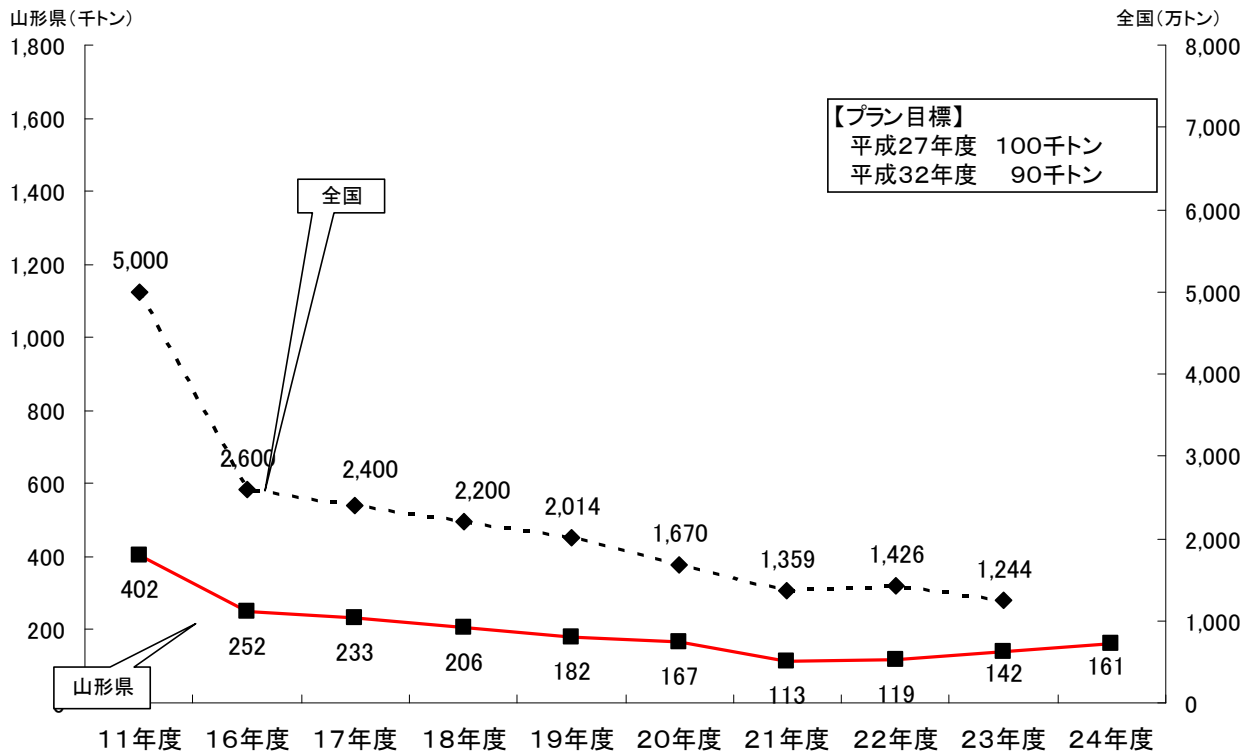
資料: 県環境エネルギー部循環型社会推進課

図 2-3-5 産業廃棄物のリサイクル率の推移



資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

図 2-3-6 産業廃棄物の最終処分量の推移



資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

2 県民との協働による 3 R の推進

(1) 集団資源回収

集団資源回収は、家庭から排出される古紙やガラス・びん類、金属などを有価物として、まとめてリサイクルに回すものであり、ごみの減量やリサイクル推進の観点から、大半の市町村が補助金を交付して取組みを奨励している。平成 24 年度は 31 市町村で集団資源回収を行っている。（資料-7）

(2) 容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）は平成 7 年に公布され、平成 12 年に完全施行されて以来、県内では着実に取組みが進んでいる。無色ガラス・茶色ガラス・その他ガラス、スチール缶（鋼製容器包装）・アルミ缶（アルミ製容器包装）はもとより、平成 14 年度からはペットボトルも全市町村で分別収集されているが、その反面、紙製容器包装は平成 12 年度から対象となったものの、市町村による実施が進んでいない（資料-8）。

(3) スーパー等による店頭回収

現在、スーパー等の量販店で行われている紙パック・食品トレイなどの店頭回収は、消費者の理解と協力が次第に得られるようになり、回収量も増加傾向にある（資料-6）。その一方で、異物の混入や汚れの付着したものが多く、分別処理がスーパー等の負担になっているため、県民に回収可能な品目の周知や、汚れの除去などの注意喚起を行い、より多くの量をリサイクルできるようにする必要がある。

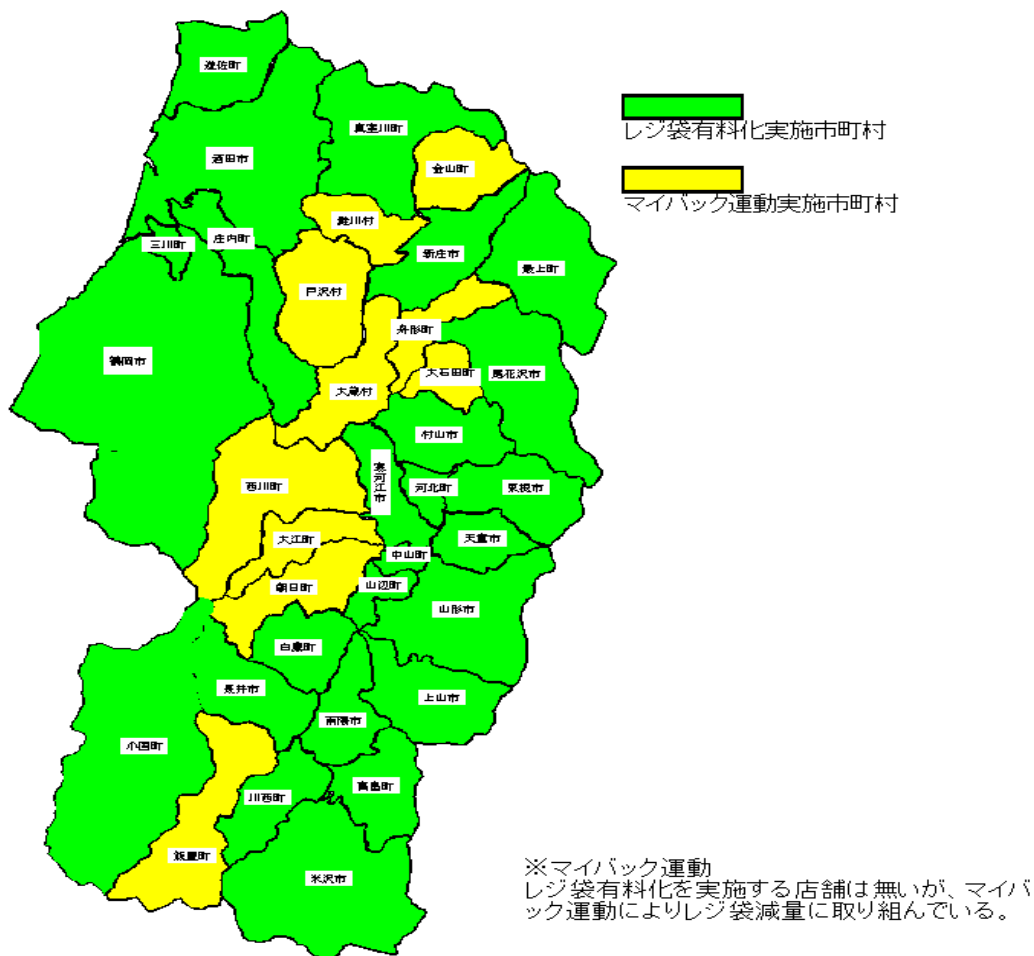
(4) ごみの分別

「容器包装リサイクル法」が平成 12 年に完全施行されて以降、県内市町村におけるリサイクルの取組み及び資源ごみ分別の細分化が進んでおり、県内市町村の平均分別数は増加傾向にある（資料-9）。平成 25 年 4 月現在、最も多く分別している市町村は高島町の 20 分別で、次いで上山市の 19 分別となっている。

(5) レジ袋削減等への取組み

レジ袋削減に取り組むことは、ごみ削減につながるだけではなく、石油資源の節約や地球温暖化防止にも寄与することから、山形県ではレジ袋削減に向けた取組みに力を入れている。また、平成 20 年度に開始したレジ袋有料化の取組みは、平成 25 年 4 月 1 日現在、県内 13 市 12 町で実施しており急速に広がりを見せた。また、その他 10 町村についてもマイバッグ運動を展開してレジ袋の減量に取り組んでいる（図 2-3-7）。

図 2-3-7 レジ袋有料化実施市町村の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）



資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

(6) リユース食器のレンタル

イベント会場でのリユース（再利用）できる食器のレンタルにより、会場から出る使い捨てごみを減らすとともに、県民のリユースに対する啓発を実施した。日本一の芋煮会フェスティバルややまがた樹氷国体などでリユース食器を使用し、1年間で約9万2,000個の利用があった。

(7) インクカートリッジ・廃ペットボトルキャップのリサイクル

県では、プリンタメーカー6社が共同で実施している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に協力することとして協定を締結し、平成23年9月から回収箱を県庁舎や各総合支庁舎等に設置し、使用済みインクカートリッジの回収を行っており、平成26年1月末現在、累計で約236kgのインクカートリッジを回収した。

また、廃ペットボトルキャップについても、平成21年11月から県庁舎に回収箱を設置し回収を行っており、平成26年1月現在約57万3千個の廃ペットボトルのキャップを回収した。

(図 2-3-8)。

図 2-3-8 県庁舎に設置されている回収箱



資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

3 廃棄物の資源としての循環利用の促進

(1) 事業者の取組みの促進及び活用の促進

3R 推進をはじめ環境に関する必要な情報の提供や助言、ニーズの把握、企業間連携のマッチングなどを行う「3R 推進環境コーディネーター」を配置し、県内企業の環境に関わる事業活動を積極的に支援している。（詳細は第 2 節参照）

(2) 様々な分野における廃棄物の利活用

ア 河川支障木

県が伐採した支障木はこれまで大部分を廃棄物処理としてきたが、平成 21 年度から、ほだ木や薪等への利用として県民へ無償提供を行っている。公募型支障木伐採の実施状況は、平成 25 年度に 15 件、17 万 1,855 m³となった。平成 23 年度は東日本大震災に伴う東京電力株式会社の原子力発電所の事故による放射性物質の影響により中止となったが、支障木の無償提供は、処理費用のコスト縮減、資源の有効活用につながるため、放射性物質の検査結果等に十分留意しつつ、継続実施している。

イ 下水汚泥

下水汚泥は発生量が多く、多大な処理費用を必要とすることから、効率的かつ安定的な処理が求められている。下水汚泥の処理は、これまで、汚泥の消化による減量化のほか、民間業者による有効利用を積極的に進めてきたところであり、その結果、平成 25 年度の県内の有効利用率は 82.1%となっている。有効利用の形態も、堆肥化のほか、セメント原料、燃料化など多岐に及ぶようになっている。

また、最近では地球温暖化対策としての CO₂ 削減や震災による再生可能エネルギーの活用が叫ばれるなか、有機物の集合体である下水汚泥は、単なる廃棄物から有用なバイオマスエネルギーとして認識が大きく見直されつつある。消化工程で発生する消化ガスを発電に用いる「消化ガス発電」もそのひとつであり、県流域下水道山形浄化センターでは、平成 26 年 3 月 31 日現在、300kW の消化ガス発電設備を設置し、発電を行っている。

今後も民間業者を活用しながら、有効利用を進めていくとともに、環境行政やエネルギー行政の動向を見据えながら、時代の要求に即した汚泥処理のあり方を検討していく必要がある。

ウ 食品リサイクル

平成 13 年 5 月に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）は、食品の製造、流通、消費、廃棄などの各段階で、消費者、事業者、国・地方公共団体など、食品廃棄物等に関わる者が一体となって、まず食品廃棄物等の発生抑制に優先的に取り組み、次いで食品循環資源の再生利用及び熱回収、並びに食品廃棄物等の減量（これらを「食品リサイクル法」では「食品循環資源の再生利用等」という）に努めることで、環境に負荷の少ない循環型社会の構築を目指すものである。

特に、食品関連事業者は、その事業活動に伴い、食品廃棄物等を恒常的に、かつ、一定量発生させることから、食品循環資源の再生利用等を推進するうえで中心的役割を担い、再生利用等の実施目標の達成とその取組みにあたっての基準の遵守が定められている。また、年間発生量 100t 以上の事業者が目標を達成できない場合等は罰則も適用される。

平成 19 年 6 月には法律が改正され、定期報告義務の創設など食品関連事業者に対する指導を強化するとともに、再生利用事業計画の認定制度を見直すなど食品関連事業者の取組みの円滑化などを図り、食品循環資源の再生利用等を一層促進することとされた。このようなことから、法制度の周知徹底等を図っている。

エ 建設リサイクル（建設副産物対策）

我が国の全産業廃棄物に占める建設廃棄物の割合は、排出量、最終処分量ともに約 2 割、不法投棄量で約 8 割を占めており、不法投棄の根絶や 3R の推進により循環型社会を構築していく上で、建設産業は主導的な役割が求められている。

県では、平成 4 年に「山形県建設副産物対策会議」（国の機関及び県土整備部、農林水産部、企業局、関係公団、関係業団体等）を設置し、関係機関の連携により建設副産物の利用推進を図っており、平成 14 年 5 月に施行された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）に基づき、関係者の役割、目標値を定めた「山形県建設リサイクル指針」を策定したほか、具体的計画として「リサイクルプラン YAMAGATA(平成 6 年)」、「山形県建設リサイクル推進計画(平成 12 年)」、「山形県建設リサイクル推進計画'06(平成 18 年)」、「山形県建設リサイクル推進計画'11(平成 24 年)」を策定するなど、積極的に各種施策に取り組んでいるところである。

リサイクル率の推移をみると、アスファルト塊、コンクリート塊、建設混合廃棄物については、平成 27 年度の目標値を達成しているが、建設汚泥及び建設発生木材、建設発生土については、目標値の達成レベルまでは至っていない。このため、特に建設発生土については、「山形県公共工事リサイクル原則化ルール」のさらなる徹底等により、リサイクル率の向上に努めている（表 2-3-2）。

表 2-3-2 建設リサイクルの状況

(単位%)

建設副産物	平成 21 年度 実態調査結果 (総量調査)	平成 22 年度 実態調査結果 (総量調査)	平成 23 年度 実態調査結果 (総量調査)	平成 24 年度 実態調査結果 (総量調査)	平成 25 年度 実態調査結果 (総量調査)	平成 27 年度目標値 リサイクル推進計画'06 (H18.10 策定)
(1) 建設廃棄物	98	98	99	99	99	99
アスファルト塊	98	99	99	99	99	99
コンクリート塊	99	99	99	99	99	99
建設汚泥	98	85	96	98	98	99
建設混合廃棄物	96	96	72	90	90	H17 排出量(450t)に対して 40%削減
建設発生木材	90	95	96	95	95	97
(2) 建設発生土	78	88	88	95	95	90

※1 県が実施する建設事業全体（県土整備部、農林水産部、企業局）を対象にした数値である。

※2 建設廃棄物のリサイクル率は、表の項目以外に金属くず、廃プラ、その他廃棄物を含む。

資料：県環境エネルギー一部循環型社会推進課

第 2 節 資源の循環を担う産業の振興

1 循環型産業の創出・育成

(1) 3R 推進環境コーディネーターの配置

3R をはじめ環境に関する施策の情報提供や助言、企業間連携などを行うため「3R 推進環境コーディネーター」を 2 名配置し、企業等訪問等により、県内企業の 3R 推進の取組みを支援している。平成 25 年度の企業等訪問件数は延べ 254 件となっている。

(2) 循環型産業を担う人材の育成

資源の循環を担う産業の創出育成については、産業廃棄物処理業の経営者を対象としたトップセミナーや、企業と研究者の交流・マッチングの場として「環境・循環型産業交流プラザ」を開催し、循環型産業への業種拡大といった意識醸成やビジネス機会の拡大を図っている。

(3) 3R 研究開発事業費補助金

廃棄物分野における 3R 技術の研究・技術開発に対して支援を行っており、平成 25 年度は 3 件の採択を行った。補助事業については、学識経験者等で構成する「山形県循環型産業事業評価委員会」を設置し、企業等から申請のあった研究開発等案件について評価や助言等を行っている（表 2-3-3）。

表 2-3-3 3R 研究開発事業費補助金(先導的研究開発事業)採択一覧（平成 25 年度）

提案者	事業名	事業内容	廃棄物等
株式会社ニューテックシンセイ (米沢市)	玩具製造研究開発	果樹剪定枝を活用した玩具製造の研究開発	果樹剪定枝
三和油脂株式会社 (天童市)	米副産物からの有用成分抽出・精製	米副産物からのリン成分・高純度たんぱく質の同時回収・精製プロセスの開発	脱脂米糠、半脱脂米糠
日本フィルター株式会社 (米沢市)	金属回収装置開発	排水処理で発生するスラッジを抑制するため、表面処理工程から重金属類を回収するための金属回収装置の開発	表面処理工程に使用される重金属類のスラッジ

資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

(4) 循環型産業施設整備事業費補助金

また、リサイクル施設・設備の整備に対して支援を行う「循環型産業施設整備事業費補助金」について 2 件の採択を行った。（表 2-3-4）。

表 2-3-4 循環型産業施設整備事業費補助金採択一覧（平成 25 年度）

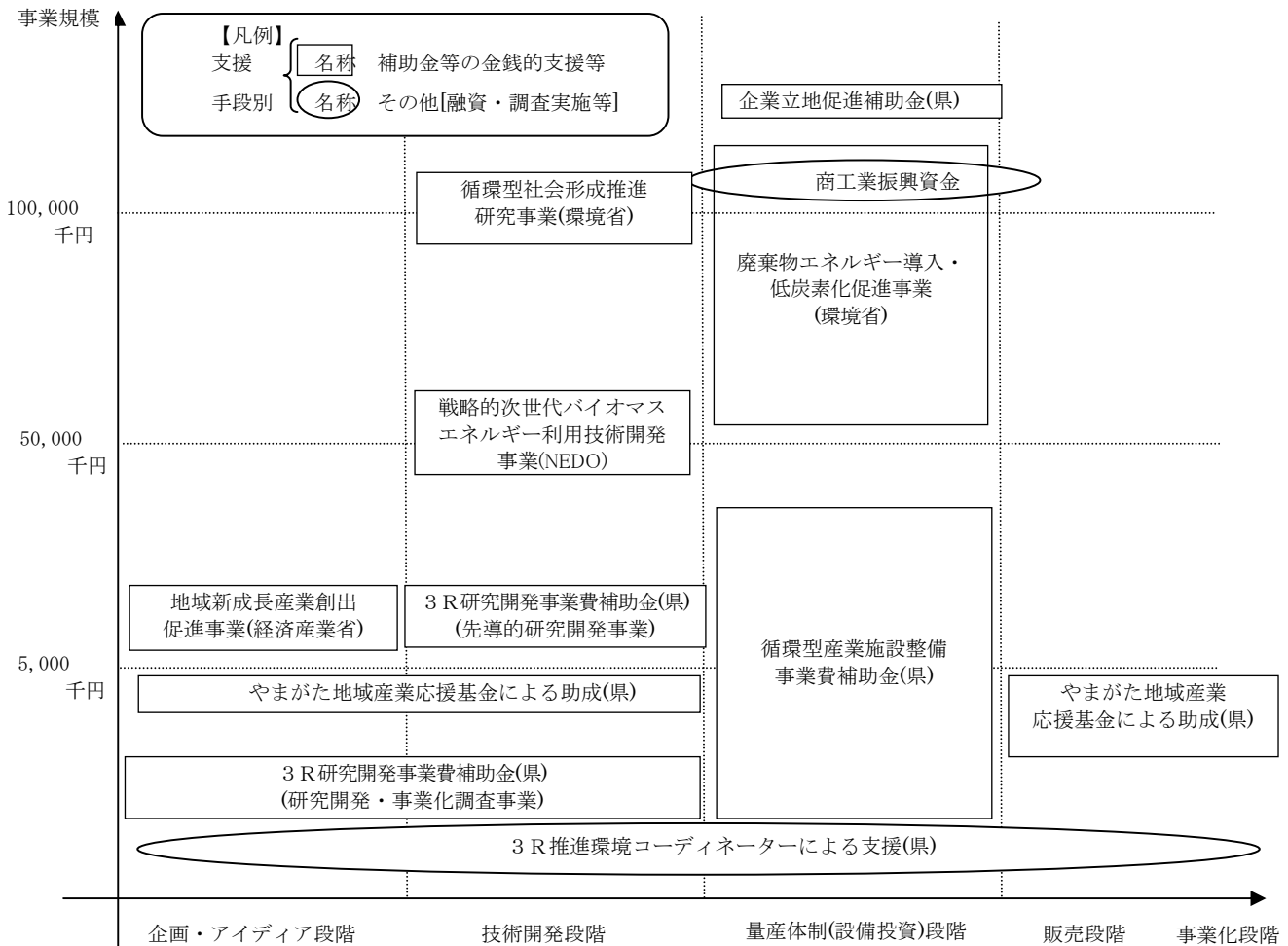
事業主体	施設等の種類	事業内容
株式会社天童木工 (天童市)	・木材圧密化装置 ・スライサー加工機	スライサー加工機・木材圧密化装置を導入し、残材をスライス、圧縮することにより、十分な強度を持つ家具材料へと再生利用する
ディスボ株式会社 (米沢市)	RPF 製造装置	現在、焼却処分している廃プラスチック類、木くず、紙くずを原料として RPF を製造し、販売する

資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

(5) 小型電子機器等リサイクルシステム構築事業費

県内における小型電子機器の再資源化事業の実施を促進するため、県内市町村等におけるシステム構築の可能性の調査・検討を行った。

図 2-3-9 環境産業に対する主な支援策（平成 25 年度）



※ 循環型産業において比較的活用しやすい支援策を例示的に記載（平成 25 年度予算ベース）

資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

2 循環型産業の市場形成の促進

(1) 山形県リサイクル製品認定制度

リサイクル製品等の普及拡大を図るため、県内の廃棄物等を利用し、県内の事業所で製造されたリサイクル製品を県が認定する「山形県リサイクル製品認定制度」を平成 14 年度から実施しており、平成 26 年 4 月 1 日現在、53 製品を認定している（資料-10）。

(2) 山形県リサイクルシステム認証制度

県内で展開される優れたリサイクルシステムを認証する「山形県リサイクルシステム認証制度」を平成 18 年度に創設した。平成 26 年 4 月 1 日現在、8 件のシステムを認証している（資料-11）。

(3) 環境ビジネス商談会の開催

排出事業者と、リサイクル処理事業者等のマッチングの場を提供し、情報交換・商談成立などビジネス機会の拡大により環境関連産業の振興を図り、ごみゼロ社会の実現や循環型社会の形成に資することを目的に、「環境ビジネス商談会」を、やまがた環境展 2013 の協賛事業として、平成 25 年 11 月 6 日に山形県高度技術研究開発センターにおいて開催した。環境技術・サービスを提供する 12 事業者が出展し、来場者数は 36 名であった。

(4) グリーン購入の推進

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に選び購入することである。

県では、平成 13 年 4 月に施行された「国等による環境物品等の調達に関する法律」（グリーン購入法）に基づき、平成 14 年 3 月に「山形県環境物品等調達基本方針」を、平成 24 年 3 月に平成 24 年度の調達方針を策定した。基本方針及び調達方針に基づき、県のすべての部署において環境物品等の調達を進めている（資料-12）。

第 3 節 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

1 廃棄物の適正処理の推進

(1) 産業廃棄物の処理状況

事業活動に伴って排出される産業廃棄物は、事業者自らが処理を行うことが原則であるが、ほとんどの事業者は、自ら処理ができないため、産業廃棄物処理業者（資料-13）に委託し、処理している。

産業廃棄物処理業者による処理量は、平成 18 年 10 月から埋立処分される産業廃棄物に山形県産業廃棄物税が導入されたことやリサイクルが推進されたことなどにより減少傾向にあったが、東日本大震災の影響により平成 23 年度から増加傾向にあり、平成 25 年度の最終処分量は前年度から 1.2 万 t 増加し、20.1 万 t となった（表 2-3-5）。

表 2-3-5 産業廃棄物処理業者の処理量（産業廃棄物＋特別管理産業廃棄物）の推移
 （単位：千 t）

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
中間処理量	1,305	1,325	1,324	1,615	1,850
最終処分量	137	141	203	189	201

資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

(2) 電子マニフェスト制度の普及

産業廃棄物の排出事業者は、産業廃棄物を処理業者に委託する場合は、産業廃棄物の収集運搬や処分が終了したことをマニフェストにより確認しなければならないが、紙のマニフェストの場合は、紛失・偽造等の問題が指摘されていた。このため、平成 9 年に「廃棄物処理法」が改正され、電子マニフェスト制度が導入され、マニフェスト情報の管理合理化や不正使用の防止を図ることとなった。

電子マニフェストの普及を促進するため、県では、これまで電子マニフェスト導入モデル事業や事業者研修会等を行ってきた。平成 25 年度末の加入者は、排出事業者が 519 社、処理業者は 221 社となっているが、加入者が少ない状況なので、今後も一層加入推進を図っていく。

表 2-3-6 電子マニフェスト加入状況

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
排出事業者	275	312	322	348	519
処理業者 （収集運搬・処分）	171	185	194	212	221

資料：(財)日本産業廃棄物処理振興センター

(3) 優良産業廃棄物処理業者認定制度

優良産業廃棄物処理業者認定制度は、通常の許可基準よりも厳しい基準（優良基準）をクリアした優良な産業廃棄物処理業者を県が審査して認定する制度であり、優良な産廃処理業者を育成するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良な処理業者を選択しやすい環境を整えることを目的としている。

優良基準には「遵法性」「事業の透明性」「環境配慮の取組」「電子マニフェストの利用」「財務体質の健全性」の 5 つの基準があり、認定を受けた産業廃棄物処理業者には、その旨を記載した許可証が交付され、通常 5 年の許可の有効期間が 7 年に延長される等のメリットがある。

平成 23 年 4 月の運用開始以降、35 事業者（63 件）の認定を行ったが、県としては、引き続き制度の周知に努めていくほか、認定事業者をホームページに公開していく（資料-14）。

(4) 産業廃棄物処理業者等の監視と行政処分

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）に基づく監視及び立入検査は、各総合支庁で実施しているが、平成 25 年度は排出事業者の約 7 割、処理業者の約 3 割で、廃棄物の不適正保管やマニフェスト不交付等の不適正な事項が見られ、改善指導を行った（資料-15）。

また、最終処分場や焼却施設については、県が行政検査を実施し、排出基準等の遵守状況について確認を行っている。平成 25 年度の検査の結果、基準に適合しない施設については、施設の稼働を停止した上で改善を求め、すべての施設で改善措置を完了している（資料-16）。

なお、悪質な法令違反者に対しては、許可の取消しや事業停止などの行政処分を行っている。平成 25 年度は、業及び施設の許可の取り消しなど 8 件の処分を行った（資料-17）。

(5) 産業廃棄物最終処分場の設置抑制と県外産業廃棄物の搬入規制

産業廃棄物の排出量や最終処分量は、3R の推進や産業廃棄物税の導入などにより、今後大きく減少していくことが見込まれる。

このため、県では、「第 2 次県循環型社会形成推進計画」において、産業廃棄物最終処分場の設置方針を「村山・置賜地域における新たな最終処分場の設置を抑制していく。」としている。

また、県外産業廃棄物の県内への搬入についても、県外産業廃棄物の埋立は、当該最終処分場における埋立量（前年度埋立実績）の 2 割までとする。」としている。なお、搬入に当たっては、「山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」に基づき、産業廃棄物の排出事業者に事前の協議を求め、県が支障ないことを確認したもののみを搬入するよう指導している。

県外産業廃棄物の搬入量の状況をみると、東日本大震災の影響により増加に転じた平成 23 年度に比べ、平成 24 年度は減少し 6 万 9,674t となっている。

表 2-3-7 県外産業廃棄物の搬入

単位：千 t

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
県外からの搬入量	61	70	83	118	70	91
（内訳）最終処分量(A)	15	21	35	57	29	38
（内訳）中間処理量	45	49	48	61	41	53
最終処分量(B)	146	137	158	203	189	201
県外産廃率(A/B)	11%	15%	22%	28%	15%	19%
県外への搬出量	268	277	235	334	346	369

資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

2 廃棄物の不法投棄の防止

(1) 不法投棄の状況とその対策

平成 25 年度末の県内の不法投棄箇所数（1 箇所 30m²以上）は、20 箇所となっている（資料-19,20）。

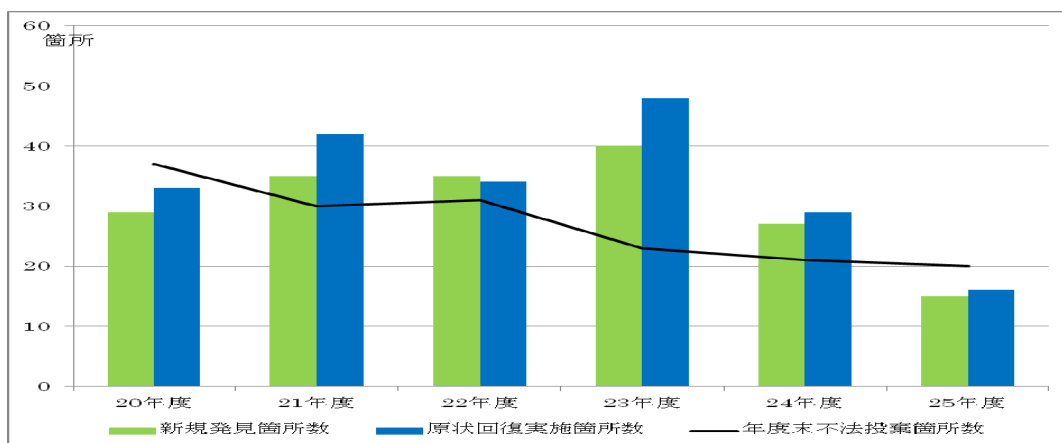
近年の不法投棄箇所数の推移を見ると、ほぼ横ばいで推移しているが、毎年新たに不法投棄が発見されるなど、依然として後を絶たない状況にある。また、不法投棄された廃棄物を見ると、廃家電、空き缶、空き瓶、粗大ごみ等家庭系の廃棄物が大半を占め、次いで、農機具や農業用ビニール等の農業関連廃棄物、木くずやがれき類等の建設系廃棄物となっている。

県では、不法投棄の未然防止や早期発見を図るため、廃棄物適正処理監視員による常時監視、不法投棄及び漂着ごみ削減強化月間（5 月、10 月）の設定、ヘリコプターによるスカイパトロールの実施、監視カメラの設置、民間団体との監視協定の締結等の防止対策を行っている（資料-22）。

不法投棄が発見された場合は、原因者による原状回復を指導するとともに、投棄者が判明しない場合は、総合支庁ごとに設置した「地区不法投棄防止対策協議会」（県、市町村、衛生組合連合会、関係団体等で構成）が中心となり、地域住民の協力を得ながら、原状回復作業に取り組んでいる（資料-21）。

現在、県内には大規模な不法投棄は確認されていないが、発生した場合は、関係機関と連携を密にし速やかに地域の環境の保全・回復を図っていくとともに、悪質な事案については告発や行政処分を行う等厳正に対処していくこととしている。

図 2-3-10 不法投棄状況



資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

